

## I はじめに

平成 18 年 12 月、国連総会において障害者の権利に関する条約が採択された。我が国は、平成 19 年 9 月に本条約に署名し、平成 26 年 1 月に批准した。

また、平成 19 年 4 月からは、「特殊教育」から「特別支援教育」へ移行し、特別支援教育が本格実施となった。

平成 23 年 8 月には、障害者基本法が改正され、教育分野で、可能な限り共に教育を受けられるよう教育の内容及び方法の改善・充実、交流及び共同学習の積極的推進などが規定された。さらに、平成 24 年 7 月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）として、就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、基礎的環境整備、多様な学びの場の整備などが示された。

さらに、平成 25 年 6 月には、差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務を定めた障害者差別解消法が制定された。同年 9 月には、就学制度が改正（学校教育法施行令改正）され、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することが示された。そして、平成 27 年 2 月には差別解消法に基づく政府としての基本方針が策定され、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行された。

以上のように、障害児・者に関する法整備が進み、「インクルーシブ教育システム」が教育の今日的重要な課題と位置付けられた。障害者の権利に関する条約第 24 条では、「インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされている。これらの具現化として、各地域、園や学校においてインクルーシブ教育システム構築に向けた取組がなされているが、その取組の成果や課題を評価するための指標が明確に示されていない状況にある。

これらの国内外の状況を踏まえ、本研究所は、第 4 期中期目標期間（平成 28 年度～令和 2 年度）の 5 年間に於いて、横断的研究として本研究「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」を設定した。研究においては、国内外のインクルーシブ教育システム構築の現状や課題、評価の取組などについての調査、さらに、園や学校、そして園や学校を支え、地域の取組を推進する教育委員会、それぞれの取組の現状と課題についての聴取などを通して、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組の指針を作成することを目指してきた。本報告書は、5 年間の研究をまとめたものである。

「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」研究代表  
インクルーシブ教育システム推進センター 星 祐子